

## 令和7年度 部局経営方針

部局名	福祉部	部局長名	東原 留美子	令和7年4月1日 現在
部局の経営資源	職員数 (人)	当初予算額 (千円)		令和7年度中に策定予定の計画 (根拠法令等)
	正職員	64	一般会計	9,780,623
		(ほか兼務人)	特別会計	1,657
	再任用職員	3	前年度繰越額(千円)	
	会計年度任用職員	54	一般会計	20,670
	任期付職員	6	特別会計	
総合計画に基づく部局の経営戦略	<p><b>【基本姿勢】</b>                      福祉部は、第3次日向日市総合計画の基本構想に掲げる将来像「人と自然が響き合い、にぎわいあふれる共創のまち日向」のもと「次代を担う心豊かな子どもを育む、安心して産み育てられるまち」「だれもが自分らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現」に向けた取組を進めます。</p> <p><b>【総合計画・まちづくりで大切にしたい考え方】</b></p> <p>(1) 人権尊重                      ○地域における助け合い・支え合いが根付くよう、地域福祉に関する啓発や福祉教育を推進します。                      ○子ども一人ひとりの権利や育ちを保障し、子どもの最善の利益を優先したこともまんなか社会の実現を目指します。</p> <p>(2) 市民協働・共創                      ○家庭・地域の絆やつながりを構築するために、行政・地域・関係団体等との協働による福祉の地域づくりを進めます。                      ○地域や団体等と連携した子育て家庭の支援に取り組みます。</p> <p>(3) 地域力活用                      ○地域資源を活用した福祉の仕組みづくりを図りながら、地域の課題や困りごとの解決に取り組みます。                      ○地域に根ざした子どもを応援する仕組みづくりを図りながら、子どもが安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。</p> <p><b>【総合計画・基本目標】</b>                      I 子育て・教育 次代を担う心豊かな子どもを育む、安心して産み育てられるまち                      1-1 子育て環境づくりの推進                      ○妊娠・出産から乳幼児期にわたり切れ目のない支援の充実を図ります。                      ○子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子育てと仕事が両立できる環境の整備に取り組みます。                      ○「子ども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行うことで、相談体制の強化とソーシャルワークの推進を図ります。                      ○子どもの貧困の解消を目指し、市民・地域・企業との連携を強化して、支援体制の充実を図るとともに、親子の居場所づくりを促進し、見守り、支える地域づくりに取り組みます。</p>			

[様式1]②

## 令和7年度 部局経営方針

部局名	福祉部	部局長名	東原 留美子	令和7年4月1日 現在
総合計画に基づく部局の経営戦略	<p>II 健康・福祉 みんなで支え合い、いきいきと暮らせる健康長寿のまち</p> <p>2-2 地域共生社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○地域福祉の推進のため、関係機関等と連携しながら市民がお互いに支え合う地域づくりを推進します。</li><li>○多様化する福祉ニーズに対応するため、包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」に取り組みます。</li><li>○生活保護の適正実施に努め、自立や社会参加を促進します。</li><li>○地域や関係機関等と連携しながら、生活支援が必要なこどもの学習支援や就労が困難な人の居場所づくりに取り組みます。</li></ul> <p>2-4 障がい福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○障がい福祉サービスの仕組みや内容の周知を図り、制度が効果的、効率的に推進されるよう取り組みます。</li><li>○重症心身障がい児者、医療的ケア児者に対するサービス提供体制の整備を促進します。</li><li>○障がいのある人が円滑に意思疎通を図り、必要な情報を入手できるように手話や点訳などの普及を図り、奉仕員の養成講座による新たな奉仕員の育成に努めます。</li></ul> <p>IV 生活環境 人と地球に優しく、安全で安心して生活できる災害に強いまち</p> <p>4 防災・減災対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○「避難行動要支援者」が災害時に適切な避難行動を取れるように個別避難計画の作成を推進します。</li></ul>			

【福祉部】

様式1-2 総合戦略に基づく基本戦略と主要施策

基本戦略	1 安心してこどもを産み育てられるまちをつくる
主要施策	1-1 子育て世代に選ばれるまちづくり
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 妊娠前から子育て期まで、切れ目のない支援やサービスを提供し、安心してこどもを産み育てられる環境を整えます。</li> <li>▶ 誰でも保育施設に通える制度の構築や放課後に児童を預かる施設を増やすなど、子育てで仕事が可能になるよう支援します。</li> <li>▶ ひとり親家庭の生活を支援し、保護者が働けるようサポートします。</li> <li>▶ 母子の健康と児童福祉の相談支援を一体的に行うため「こども家庭センター」を設置し、関係機関等と協力して妊産婦・子育て世帯を支援します。</li> <li>▶ こどもが安心して過ごせる居場所づくりに取り組み、関係団体と協力して家庭を支えます。</li> </ul>

重要業績評価指標（KPI）	基準値		目標値	
	令和5（2023）年度	令和10（2028）年度	令和5（2023）年度	令和10（2028）年度
産後ケア事業の満足度	97.1%	99.0%		
放課後児童クラブの実施箇所数	12箇所	17箇所		
児童虐待の新規受理件数（啓発を推進しながら減少を目指していく）	96件	90件		

具体的な施策 1-1-1 妊娠前から子育て期までの支援の充実

番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期	進捗状況	事業内容と成果	事業を進める上での課題	今後の方向性
1	○全ての妊婦・子育て家庭に対し、保健師等が切れ目のない伴走型相談支援を行うほか、経済的支援として出産応援給付金や子育て応援給付金を支給します。	こども課	出産子育て応援事業	伴走型相談支援として、妊娠6時・赤ちゃん訪問時の面談を必ず行い、妊娠8か月頃にアンケートを送付し、希望者に面談を実施しています。今後も支援が必要な方に対し、継続的な支援ができるように、寄り添った相談対応を行い、関係機関との連携を図る必要があります。	妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）に取り組み、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、伴走型の支援に努めます。また、経済的負担の軽減を図るため、出産・子育て応援給付金（経過措置）や妊婦のための支援給付金（経過措置）を行うことで、経済的負担の軽減を行います。	全ての妊婦や子育て家庭に対して、妊娠前から子育てに関する相談や情報提供等の支援を行います。また、妊婦のための支援給付金を行うことで、経済的負担の軽減を行います。	全ての妊婦や子育て家庭に対して、妊娠前から子育てに関する切れ目のない支援の実施に努めます。また、経済的負担の軽減を図るため、妊婦のための支援給付金を支給し、伴走型支援と経済的支援の一体的支援を行いました。	計画どおり		伴走型の相談支援においては、妊娠前から面談を通じて出産・子育ての相談に応じ、必要な支援につなぐことが必要です。個々に応じて、様々なニーズに即した支援ができるよう、各事業の内容の充実や、関係機関との連携を図ることが必要です。	維持
2	○子ども医療費の助成など、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども課	子ども医療費助成事業 施設型給付事業	安心してこどもを産み育てられる環境を整えるため、継続的に子育て世帯の経済的負担の軽減を図る必要があります。	子ども医療費、2歳児保育料の無償化を実施します。	無償化実施に向けての手続き、周知を行います。9月から2歳児保育料の無償化を実施します。その他の給付等についても、継続して実施します。	10月診療分より子ども医療費の無償化を実施します。その後の給付等についても、継続して実施します。	計画どおり	安心してこどもを産み育てられる環境を整えるため、整備した給付等の事業について継続して実施する必要があります。子ども医療においては、利用者に適正な受診に努めていただくよう周知していきます。		維持
3	○全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形の支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな保育サービスに取り組めます。	こども課	-	未就園児の保護者の育児の不安感や孤立感を解消し、育児負担の軽減を図るために、保護者の就労要件を問わず保育所等の利用が可能となる新たな保育サービスに取り組む必要があります。	令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として「こども誰でも通園制度」を実施するための環境整備を行います。	制度の実施に向けて、例規整備や制度の採組など事業を円滑に実施するための環境整備を行います。	制度を実施する保育施設等の認可や制度の内容、利用方法等の周知を行い、利用を検討している保護者への相談対応を実施します。	計画どおり	「こども誰でも通園制度」の実施に向けて例規整備、制度適用準備、実施保育施設等の認可を行い、令和8年4月からの開始に至りました。	制度を実施する中で把握されていくニーズから、供給量としての評価を行う必要があります。	維持
4	○保育園等全国訪問や乳幼児健康診査により、発達障がい等のあるこどもに対し、関係機関と連携し、早期発見・早期療育及び保健指導を行います。	こども課	妊婦・子育てサポート事業	乳幼児健康診査における保健指導や保育園等訪問での早期療育に向けた支援を行っています。家庭における生活リズムやメディア視聴、養育形成の課題等を指摘している児童が増えているため、関係機関と連携を図り、今後乳幼児に合った支援を行うことが必要です。	乳幼児健康診査で、支援が必要な乳幼児の保護者に対し、保健指導を行います。早期療育に向けて関係機関と連携を図り、乳幼児期から就学への円滑な移行を支援していきます。	発達障がいと疑われる児童の早期療育に向けて関係機関と連携を図り、乳幼児期から就学への円滑な移行を支援していきます。	乳幼児健康診査で、支援が必要な乳幼児の保護者に対し、保健指導を行います。保育園等訪問を通じて、関係機関と連携を図り、助言等を行っていきます。	計画どおり	家庭における生活リズムやメディア視聴、養育形成の課題等がある児童が増えているため、乳幼児健康診査時に、保護者への啓発及び保健指導を重点的に行いました。また、支援を要する乳幼児については、健診事後教室や保育園等訪問において、早期療育に向けた助言や支援を行いました。	全体的な乳幼児数は減少していますが、その中で支援や指導を要する乳幼児の割合は増加傾向にあります。こどもの健全な育成に向け、早期からの啓発や保健指導に取り組むとともに、支援を要する乳幼児に対しては、適切な支援につなげるために、引き続き、関係機関との連携を図る必要があります。	維持

具体的な施策 1-1-2 子育てで仕事の両立支援と環境の充実

番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期	進捗状況	事業内容と成果	事業を進める上での課題	今後の方向性
1	○保育士の人材確保に向けて、就職説明会の開催やパンフレットの作成等を行います。	こども課	保育事業一般事務費	保育士不足により人材確保に苦慮している保育施設があるため、安定した保育事業を継続できるよう、保育士の確保に努める必要があります。	市内の保育施設の保育士不足解消のために、保育士養成校での就職説明会の開催やパンフレットの作成等を行います。	6月に宮崎学園短期大学において、保育士を目指す学生を対象に就職説明会を開催します。	市内の保育施設を紹介する保育人材確保のためのパンフレットの作成を行います。	計画どおり	6月25日に宮崎学園短期大学において、保育士を目指す学生を対象に就職説明会を開催しました。今年度の市内における新規採用保育士は、7人でした。	保育士養成校が県央と県西にしかないなどの就学環境も影響し、本市や県北から保育士を目指す人材に限りがある中で、新たに保育士を確保することの難しさもあります。	拡充
2	○働きながら安全で安心に子育てできる環境の充実を図るため、関係機関と協議しながら放課後児童クラブの新規開設に向けて取り組みます。	こども課	放課後児童クラブ事業	民間施設も活用し、令和6年度末時点で13クラブ（定員480人）を開設しています。入会希望者が多く、待機児童が発生しており、新たな児童クラブの開設に向けた検討が必要です。	放課後児童クラブを13クラブ定員480人で開設し、放課後に保護者の監視を受けられない児童の適切な遊び場、生活の場を提供し健全育成を図ります。また、新たに1クラブを開設します。	新入生を中心に、入会手続きを行い、3つの事業者による事業委託を行います。運営に関しては、クラブの状況把握、問題点の解消に努めます。また、新たに民間施設を活用した児童クラブの開設を検討します。	委託業者と連携し、クラブの状況把握、問題点の解消に努めます。新たに児童クラブの開設について関係機関と協議を行います。次年度の児童クラブの会員募集を行います。	計画どおり	新たなクラブに加え、14の児童クラブ（定員520人）を設置し、放課後に保護者の監視を受けられない児童の遊び場、生活の場を提供し、子育てで仕事の両立を支援しています。子育て支援環境の充実に向けて、引き続き児童クラブの拡充・開設の取組が必要です。	子育て支援環境を充実させるため、新たな児童クラブの設置が必要ですが、開設に必要な面積要件を満たした場所の確保や、支援員の確保が課題となっています。	拡充

具体的な施策 1-1-3 ひとり親家庭への支援

番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期	進捗状況	事業内容と成果	事業を進める上での課題	今後の方向性
1	○ひとり親家庭に医療費の一部を助成し、健康増進と自立の促進を図ります。	こども課	ひとり親家庭医療費助成事業	受給資格者は年々減少していますが、助成額は増加傾向にあります。適正な受診を促し、医療費の抑制を図ることが課題です。	母子及び父子家庭等に対し、医療費の一周知を図ります。健康増進と福祉の向上を図ります。自己負担額は、1人当たり月額1,000円です。	離婚時等に説明を行い制度の周知を図ります。適正な受診を呼びかけ、医療費の抑制を図ります。	上半期同様、制度の周知を図るとともに、適正な受診を促します。	計画どおり	離婚時等に、児童扶養手当と併せて制度の周知を図り、母子及び父子家庭等医療費助成受給資格証の申請を促しました。	本事業の利用者に適正な受診に努めていただくよう周知していく必要があります。	維持
2	○就職の際に有利で、生活の安定に役立つ資格取得の養成訓練の受講に際し、安定した就業環境を提供するため給付金を支給します。	こども課	高等職業訓練促進給付金等事業	例年10人前後に給付金を支給しており、社会福祉士、看護師または准看護師の資格を取得するため、養成機関等で修業しています。修了した方の就職率は100%となっています。	母子家庭の母、父子家庭の父が就職の際に有利で、生活の安定に役立つ資格取得の養成訓練の受講に際し、安定した就業環境を提供するため給付金を支給します。	看護師等の養成機関で修業する者に給付金の申請を予定しています。	ひとり親家庭からの相談等から、次年度に看護師等の養成機関で修業を予定している方へ事業についての説明を行い、制度の利用を促します。	計画どおり	ひとり親家庭の父母が就職の際に有利で生活の安定に役立つ資格取得の養成訓練の受講に対し、15人について給付金を支給しました。	本事業の周知を安定して、ひとり親家庭の父母が生活の安定に役立つ資格取得を推進する必要があります。	維持
3	○雇用保険の一般教育訓練給付の対象となる教育訓練を受講した場合に、受講料の一部を支払います。	こども課	自立支援教育訓練給付金事業	助成者数が令和4年度1人、令和5年度0人、令和6年度2人であり、制度の利用者が少ない状況です。	母子家庭の母または父子家庭の父が、雇用保険の一般教育訓練給付の対象となる教育訓練を受講した場合に、受講料の一部を支払います。	日向市母子専修福祉連絡協議会やハローワークと連携して、給付金の周知を図ります。	上半期同様、日向市母子専修福祉連絡協議会やハローワークと連携して、給付金の周知を図ります。	計画どおり	雇用保険の一般教育訓練給付金の給付対象となる講座を受講した方に給付金を支給しました。受講後は就業し、ひとり親家庭等の自立につながっています。	例年助成者数は2人程度であり、制度の周知が課題です。	維持

【福祉部】

様式1-2 総合戦略に基づく基本戦略と主要施策

具体的な施策 1-1-4 こどもの健やかな成長を保障する支援の充実

番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期	進捗状況	事業内容と成果	事業を進める上での課題	今後の方向性
1	〇母子保健を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」を一体的に「子ども家庭センター」へ移行し、相談支援体制の拡充を図ります。	子ども課	子ども家庭センター事業 妊娠・子育てサポート事業 子育て支援事業	「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の「子ども家庭センター」への一体的な移行に取り組む必要があります。	「子ども家庭センター」を7月に開設し、子育て・愛着形成のサポート、個別の家庭を応援するつながりづくり、地域資源・民間支援のフォロー、子育て支援等の情報発信に取り組みます。	センター設備の整備、周知チラシ作成等を経て「子ども家庭センター」を7月に開設します。	センターを周知しつつ、個別世帯の養育のサポートと支援連携の推進、地域資源・民間支援のフォロー、関連情報の発信に取り組みます。	計画どおり	「子ども家庭センターひなたの森」を7月に開設しました。センターでは、プレイルームや視聴覚機能のある相談室、絵本や玩具に馴染めるロビーを整備して、個別支援や各種健診等に活用するとともに、サポートプランを活用した個別支援の推進や、子育て講座等に関する情報発信に取り組みました。	子ども家庭の個別状況に応じた支援や関係機関との連携を期待できる相談体制の維持および人材育成が必要です。センターの事業についても引き続き積極的に情報発信するとともに、「親子遊びをとおした面談」等の効果を検証し、継続して改善していく取組も求められています。	維持
2	〇児童虐待の防止や養育不安の解消に関する市民への啓発を推進します。	子ども課	子ども家庭センター事業	令和3年度以降、児童虐待の新規相談受理件数が増加していましたが、令和6年度は減少しました。様々な経過・課題もみられ、引き続き啓発の推進が必要です。	5月の「こどもまんなか 児童福祉週間」、11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に加え、「子ども家庭センター」開設の周知をとおして、こどもの権利や愛着形成の大切さ、虐待の防止について啓発を推進します。	5月の「こどもまんなか 児童福祉週間」、7月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の開催をとおして、こどもの権利や愛着形成の大切さについて啓発を推進します。	11月のキャンペーンにおいて、市広報や各種メディア、ポスター掲示、オレンジリボンたすきりレー等とおして、虐待防止の啓発を推進します。	計画どおり	5月の「こどもまんなか児童福祉週間」や7月の「子ども家庭センター」開設、11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を通して、こどもの権利や愛着形成の重要性、虐待防止について広く啓発を図りました。	児童虐待の新規相談件数は減少傾向が続く一方、啓発普及の効果と考えますが、個別ではリスクの高い虐待事例もみられています。要保護児童対策地域協議会の構成機関と、身近な子ども家庭へ向けた啓発連携を推進していく必要があります。	維持
3	〇「日向市要保護児童対策地域協議会」を中心とした関係機関・団体との連携や、家庭支援事業の活用を通して、要保護児童をはじめとした、子ども家庭支援の充実を図ります。	子ども課	子ども家庭センター事業	要保護児童対策地域協議会では、各種会議の趣旨に応じた効果的な運営に努め、愛着形成やこどもの成長に応じた保護者の関わり、課題に直面するごもへのアプローチ等、重点を置いた事例検討や意見交換に取り組む必要があります。	要保護児童対策地域協議会では、各種会議の趣旨に応じた課題の協議・ケース検討・研修に取り組みます。また、支援対象世帯が子ども家庭支援を受容できるようサポートプラン様式の見直しを適宜行うとともに、家庭状況に応じて家庭支援事業の利用を推進します。	校区部会においては要保護児童・特定妊婦のケース進行管理を共有し、支援方針を確認するとともに、サポートプランのありかた、活用について意見交換します。	校区部会においては支援課題に重点を置いた事例検討や意見交換に取り組みるとともに、家庭支援事業を活用した支援の連携を推進するとともに、支援を要するごも・家庭の早期発見及び介入に取り組まします。	計画どおり	実務者会議中学校校区部会を6校区・年2回開催し、要保護児童や特定妊婦のケースの進行管理を行い、構成機関・関係団体とともに支援の連携を推進するとともに、支援を要するごも・家庭の早期発見及び介入に取り組まします。	要保護児童対策地域協議会では、重点ケースの検討や意見交換を会議運営の効率化を図りながら取り組み、関係機関との連携や情報共有の充実、保護者・ごもへの多様な課題に応じた個別対応力の向上に引き続き取り組みが必要となります。	維持

具体的な施策 1-1-5 こどもを応援する地域づくりの推進

番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期	進捗状況	事業内容と成果	事業を進める上での課題	今後の方向性
1	〇「第3期日向市こどもの未来応援推進計画」に基づき、「こどもの日向（ひなた）づくり運動」等、こども応援の取組を促進するとともに、こどもの居場所づくりに関する支援を検討します。	子ども課	子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業	令和7年3月に策定した「第3期日向市こどもの未来応援推進計画」に基づき、こどもの貧困対策をさらに推進していく必要があります。	「第3期日向市こどもの未来応援推進計画」について行内、関係機関及び団体・市民に周知するとともに、民間支援等と連携したこどもの居場所づくり等、新たな事業・取り組みの検討を行います。	「第3期日向市こどもの未来応援推進計画」について冊子・概要版の関係機関等への配布や市ホームページの掲載の掲載をとおして周知を行います。	「こどもの日向（ひなた）づくり運動」の呼びかけを児童虐待防止啓発とともに推進します。また「第3期こどもの未来応援推進計画」において、居場所づくり等の新たな取り組みの協議を行います。	計画どおり	計画冊子の配布や市ホームページでの情報発信を通して「第3期日向市こどもの未来応援推進計画」の周知に取り組みました。また、こどもの居場所づくりをはじめとした取り組みの推進について、「こどもの未来応援会議」において意見交換を行いました。	「第3期日向市こどもの未来応援推進計画」をふまえ、重点施策の推進や、子育て家庭の経済的負担の軽減、行内における相談支援の連携、支援ネットワークの充実に取り組む必要があります。	維持
2	〇「こども・若者応援ネット」のもと、関係団体と連携した、地域における家庭への支援・応援の拡充に取り組まします。	子ども課	子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業	こども食堂は5団体に増え、多様なこどもも応援の取り組みも広がっています。これらの地域資源と連携したこどもの見守り・応援を推進するとともに、民間支援の持続へ向けサポートが重要です。	「こども・若者応援ネット」の枠組みにおいて、支援団体への助成情報の提供や、相互の活動の交流、支援連携の意見交換を行い、公民の支援ネットワークの形成に取り組まします。	こども食堂等の支援団体に対し、助成情報やフードドライブ寄附品を定期的に提供し、こどもの見守りの連携を呼びかけます。	「こども・若者応援ネット」の交流会を行い、相互の活動の交流、支援連携等の意見交換を行います。	計画どおり	民間支援団体に対して、市フードドライブにおける寄附品の提供や助成情報の案内等に取り組みました。こども食堂は9団体に広がり、民間支援の紹介パンフレット「こどものひなたガイド」を関係団体の協力のもと作成しました。	物価高騰の影響もあり、支援団体への食料品の寄附も減少傾向にあります。市民による自主的なこども応援の活動が継続できるように、こども食堂やフードバンクの活動への補助や、交流をとおした連携の拡充に取り組む必要があります。	拡充

基本戦略 4 安全・安心で利便性の高いまちをつくる

主要施策 4-1 安全・安心なまちづくり

基本方針

- ▶ 誰もが自分らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指して「自助・互助・共助・公助」を相互に機能させながら地域課題の解決に取り組まします。
- ▶ 認知症の人が尊厳を持ち、住み慣れた地域で生活を続けられるよう支援体制の構築に取り組まします。
- ▶ 障がいのある人が地域で自立して暮らし続けられるように、障がい福祉サービスの提供や自立支援体制の構築に取り組まします。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
	令和5（2023）年度	令和10（2028）年度
地区防災計画を策定又は策定中の地区数	10地区	15地区
委託相談支援事業者の相談受付件数	2,977件	4,080件
地域福祉部の設置地区数	47地区	57地区

具体的な施策 4-1-5 高齢者や障がい者など災害弱者の円滑な避難支援、個別避難計画の作成

番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期	進捗状況	事業内容と成果	事業を進める上での課題	今後の方向性
1	〇「避難行動要支援者同意者名簿」を整備し、災害発生時に自ら避難することが困難な方の把握に努めます。	福祉課	災害応急対策の充実に関する経費	名簿登録には自力避難が可能なお方も含まれており、災害時の支援における優先度の絞りこみが必要となっています。	「避難行動要支援者」の管理に努めるとともに、各簿の適切な運用のため、対象要件等の見直し等を検討します。	「要支援者」の対象者について、各簿登録への同意確認を踏まえ名簿を作成します。	他自治体の事例を参考に「要支援者」の要件の見直しや名簿管理の在り方を検討します。	計画どおり	対象者への同意確認を行いながら名簿を更新し、災害時の連絡や支援につながる基礎資料として支援関係者との共有を行いました。	支援の必要性が高い方の把握のため、引き続き対象要件や優先度の整理が必要ですが、各簿の活用については個人情報等の適切な管理をふまえて、支援者との情報共有の見直しを図っていきます。	維持
2	〇避難支援の実効性を高めるため、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進します。	福祉課	災害応急対策の充実に関する経費	モデル地区等の取組では一定の成果があり、今後、市全体での作成推進を図るための体制づくり等が必要となっています。	モデル地区の取組を踏まえ、個人や各地域で計画作成に取り組めるような仕組みづくりを図ります。	関係部署等の意見をふまえ、計画作成の手順等を分かりやすくまとめます。	計画作成の手順について、随時見直しを図ります。	計画どおり	モデル地区の取組や関係者の意見をふまえ、個別避難計画を地域や団体等で取組を実施することで、計画作成をより推進していくための土台づくりが図られました。	モデル地区以外にも広げるための周知や啓発、計画作成を支援する人材の確保等が必要です。また、災害時に実効性のあるものにするため、計画作成の見直しや訓練の在り方についても支援関係者等と協議を行っていきます。	維持

【福祉部】

様式1-2 総合戦略に基づく基本戦略と主要施策

具体的な施策 4-1-7 地域福祉を担う人材の育成

番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期	進捗状況	事業内容と成果	事業を進める上での課題	今後の方向性
1	○民生委員・児童委員活動の周知に努め、市民の理解を深めるとともに、新たな担い手の確保に取り組みます。	福祉課	ボランティア活動支援事業（民生委員活動費の補助等）	民生委員・児童委員の欠員地区の解消に加え、令和7年12月の一斉改選に向け、市全体で担い手確保に努める必要があります。	民生委員・児童委員活動に対する周知や理解向上のための啓発を行いながら、各地域等と連携して担い手確保に努めます。	自治会（区）等と協力し委員の候補者確保に努めます。市広報等により委員活動や一斉改選について周知します。	上半期に引き続き欠員解消や一斉改選に向けた取組を進めます。	遅れ	市広報などで民生委員・児童委員の役割や活動内容、一斉改選について周知を行いながら自治会（区）等と協力して欠員地区の解消をはじめ候補者選定に向けた取組を行いました。委員のなり手確保は着実に進んでいますが、欠員地区の解消には至っていません。	委員のなり手確保を進めるには、委員活動の負担感を下げる工夫と、委員が自治会（区）や関係団体等と一体となって地域を支える仕組みづくりが不可欠です。委員のなり手確保は着実に進んでいますが、欠員地区の解消を図りながら次回の一斉改選に備えていきます。	維持
2	○ボランティア活動に対する参加支援や大規模災害等に備えた支援体制づくりを図るため、ボランティアまちづくり事業を実施します。	福祉課	ボランティア活動支援事業（民生委員活動費の補助等）	災害発生時の支援等に備え、ボランティア育成等を行いながら、有事の際に円滑な支援ができる体制整備が必要となっています。	①ボランティア活動の相談・支援・調整・啓発 ②災害ボランティアの育成・拡大 ③ボランティアネットワークの強化・推進 等を行います。	①～③の取組を行う日向市社会福祉協議会を支援し、連携を図ります。	①～③の取組を行う日向市社会福祉協議会を支援し、連携を図ります。	計画どおり	①～③の取組について日向市社会福祉協議会への支援と連携を図りました。平時の相談・調整・啓発を通じてボランティア育成と顔の見える関係づくりに努めることで、有事に円滑な支援へとつなげる体制づくりを進めることができました。	幅広い世代や分野におけるボランティアの担い手拡大を図ることが重要です。また、災害に備えた連絡体制や情報共有のあり方について社会福祉協議会等と整理していきます。	維持
3	○小中学校・高等学校において福祉体験学習や福祉教育を実践し、学校・家庭・地域の協働による地域福祉を担う人材の育成を図ります。	福祉課	ボランティア活動支援事業（民生委員活動費の補助等）	地域福祉の担い手確保のため、幅広い年齢層において身近で気軽にボランティア活動ができる体制を整える必要があります。	小中学校、高等学校において、地域課題等を題材とした福祉教育・体験・人材育成を行います。	福祉教育の実践に取り組みむ日向市社会協議会を支援し、連携を図ります。	福祉教育の実践に取り組みむ日向市社会協議会を支援し、連携を図ります。	計画どおり	地域課題を題材に福祉教育を行う日向市社会福祉協議会の取組を支援し、子どもたちの思いやりや支え合いの学びを図りました。また、福祉教育によって学校・家庭・地域のつながりを深めることで、将来の地域福祉の担い手育成にもつながっています。	学びを一過性にせず、将来に向けて地域活動やボランティア参加につながる仕掛けづくりが課題です。取組の支援者でもある学校や地域、家庭などの負担にも配慮しながら引き続き福祉教育を進めていきます。	維持

具体的な施策 4-1-8 重層的支援体制整備事業の推進

番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期	進捗状況	事業内容と成果	事業を進める上での課題	今後の方向性
1	○多機関の協働による包括的支援体制を構築し、属性や世代を問わず幅広く相談を受け止めます。	福祉課	重層的支援体制整備事業	人口減少や少子高齢化が進む中で、地域における支え合いが希薄になってきています。支援を必要とする人へ地域での住民が気付き、住民同士で支え合うつながりを改めて作り出すことが大切です。そのためには、自治会（区）や民生委員、児童委員などの関係者や団体とのネットワークを強化することが重要となります。	①多機関の協働による包括的支援体制の構築 ②研修等の実施 ③介護、障がい、子ども、生活困窮分野の相談支援機関等の連携 ④実施計画の策定、庁内連携体制の構築 等を行います。	①～③の取組について、日向市社会福祉協議会に委託し、連携しながら実施します。	①～③の取組について、日向市社会福祉協議会に委託し、連携しながら実施します。	計画どおり	①～③の取組について、委託先の日向市社会福祉協議会と複々課題を抱えるケースについて、関係機関が協働することで相談を幅広く受け止め、各分野の強みを活かした支援を進めました。④の取組について、①～③の取組と併せて庁内の連絡調整などに努めました。また、地域福祉部が設置されている地区へのフォローアップ等に努めました。設置地区の拡大には至りませんでした。	地域のつながりが希薄化する中、自治会（区）や民生委員・児童委員など地域の担い手と相談機関との情報共有等をさらに深めることが課題です。連携体制の構築を進めるため、行政の担当部署や関係団体との意見交換や実施計画の見直しを行っています。	維持
2	○周りの人や地域と関わりが困難で、必要な支援が届いていない人に対し、訪問等を通じて継続的な支援を行います。	福祉課	重層的支援体制整備事業	地域等との関係が希薄な場合、困り感等を持っていても周りが気づきにくく、本人も相談できないまま必要な支援を受けられない可能性があります。	民生委員や社会福祉協議会等と連携し、支援が必要なケースの把握に努めます。①参加支援体制の構築 ②アウトリーチ等を通じて継続的支援体制の構築 等を行います。	関係機関や団体、地域等と連携し、支援を必要とする方の把握に努めます。	上半期に引き続き支援を必要とする方の把握に努め、①・②の取組についても継続して行います。	計画どおり	周りが気づきにくい困りごとについても相談の受け止めや支援へつなぐため、民生委員・児童委員や日向市社会福祉協議会等と連携し、支援が必要な方の把握に努めました。	地域の中で困りごとが表に出にくい方について、日頃の声かけ等により課題の早期発見につなげる工夫が不可欠です。当事者への配慮も行いながら、関係機関で対応方針等を共有し、適切な支援の提供や地域参加のきっかけづくり等を進めます。	維持

具体的な施策 4-1-12 障がいの自立支援

番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期	進捗状況	事業内容と成果	事業を進める上での課題	今後の方向性
1	○障がい福祉サービスの仕組みや内容の周知を図り、制度が効果的、効率的に推進されるよう取り組みます。	福祉課	相談支援事業	障がい福祉サービスを始め、障がいに関する相談対応が増加しています。	障がい児者を支援する相談支援体制の強化のため、基幹相談支援センターのほか、主任相談支援専門員と、相談支援体制の底上げを行います。	相談支援事業所への巡回相談のほか、基幹相談支援センター、主任相談支援専門員との定例協議を実施します。	基幹相談支援センター、主任相談支援専門員とともに実施内容を確認し、相談支援体制の質の向上について協議を深めています。	計画どおり	相談支援体制の強化のため、基幹相談支援センターのほか、主任相談支援専門員とともに、8事業所に対し、計11回の巡回訪問を行いました。	令和7年度は、障がい福祉サービスを利用する障がい児者は増加する一方で、2か所の相談支援事業所が廃止となりました。障がい福祉サービスの利用者が増加する中、相談支援事業所や専門員の確保が課題となっています。	維持
2	○重症心身障がい児者、医療的ケア児者に対するサービス提供体制の整備を促進します。	福祉課	介護給付事業	重症心身障がい児者、医療的ケア児者の利用できる資源が少なく、介護者の負担増が懸念されています。	重症心身障がい児・者を対象とした医療型短期入所施設の整備拡充に向け、県への要望を行っています。また、医療的ケア児者の短期入所利用促進のため、「医療的ケア児者短期入所拡大促進事業」の実施を検討します。	令和8年度における県の施策・予算に対する要望書においても、継続して医療型短期入所施設の整備拡充について要望を行っています。	「医療的ケア児等短期入所拡大促進事業」を実施し、対象者の短期入所利用促進を行うとともに、介護者の介護負担軽減、レスパイトに取り組みます。	計画どおり	医療型短期入所施設の整備拡充について県に要望を行いました。医療的ケア児者を受け入れる2法人に対して、医療的ケア児等短期入所拡大促進事業補助金を交付しました。	医療的ケア児等短期入所拡大促進事業補助金の県の補助事業の期間は令和8年度までとなっています。事業の継続について、県へ要望を行います。	維持
3	○障がいのある人が円滑に意思疎通を図り、必要な情報を入手できるように手話や点訳などの普及を図り、奉仕員の養成講座による新たな奉仕員の育成に努めます。	福祉課	意思疎通支援事業	手話、要約筆記、点字、音訳など障がいの特性に応じた意思疎通手段を用いて、意思疎通を図り、地域で共に暮らすことができる社会の実現が求められています。	手話奉仕員養成講座及び点訳・音訳奉仕員養成講座を開催し、奉仕員の人材育成を図ります。	各種養成講座の開催について周知を図り、講座への参加促進に努めます。	養成講座を継続して実施し、奉仕員の人材育成を図ります。	計画どおり	各種奉仕員養成講座を開催し、奉仕員の人材育成を図りました。手話奉仕員養成講座修了者数：13人・点訳奉仕員養成講座修了者数：4人・音訳奉仕員養成講座修了者数：11人	養成講座を継続して開催するとともに、ホームページ・SNS等を活用するなど、広報を工夫し、受講者を増やす必要があります。	維持

【福祉部】

様式1-4 第3次日向市行財政改革大綱に基づく行動計画

番号	進捗管理担当課	基本方針	重点取組項目	具体的取組	成果（活動）指標			R7年度取組内容	R7年度取組実績	
					指標名	年度	目標			実績
1	こども課	健全な財政基盤の維持	歳入の確保と歳出の最適化	債権管理の適正化	保育料の現年度収納率	R7	98.30%	98.13%	児童手当からの差引や財産調査、児童扶養手当現況届時に納付指導などを行い債権整理に努めます。	児童手当からの差引や児童扶養手当現況届時に納付指導を行い、債権整理に努めました。
						R8	98.40%			
						R9	98.50%			
						R10	98.60%			